

認定こども園 花園幼稚園 重要事項説明書

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、あなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	学校法人 霊泉寺学園
所 在 地	福井市文京 5 丁目 2 5 - 2 1
電 話 番 号	0 7 7 6 - 2 6 - 6 3 1 0
代表者氏名	理事長 松山 幸代

2 利用施設

施設の種類	幼保連携型 認定こども園
施設の名称	認定こども園 花園幼稚園
施設の所在地	福井市文京 5 丁目 2 5 - 2 1
電話番号	0 7 7 6 - 2 6 - 6 3 1 0
管 理 者	園長 三島 洋子
対象児童	満 3 歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満 3 歳未満の乳幼児
利用定員	< 1 号認定子ども > 満 3 歳以上の小学校就学前児童のうち、2 号認定子ども以外の児童 1 0 人 < 2 号認定子ども > 満 3 歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 4 3 人 < 3 号認定子ども > 満 3 歳未満で保育を必要とする児童 2 7 人
開設年月日	平成 2 9 年 4 月 1 日

3 施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。
- (3) 音楽やリズムに合わせて体を動かすリトミック活動、専任講師を招いての体育あそび、スイミングスクールでの水泳教室、外国人講師を招いての英語教室、花柳流の日本舞踊を通してのおゆうぎ、お茶の講師の先生をお招きしてのお作法ごっこなど、心の落ち着きと体の発達の調和を図る取り組みを行っております。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	1 2 7 8 . 4 8 m ²
	園 庭	5 8 5 . 9 0 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造、一部木造
	延べ面積	7 7 5 . 4 4 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	2 室	0 歳児クラス めばえ組・1 歳児クラス ふたば組 1 歳児クラス ふたば組 (2F)
ほふく室		0・1 歳児クラスと兼用
保育室	4 室	2 歳児クラス もも組 3 歳児クラス さくら組 4 歳児クラス ひまわり組 5 歳児クラス ふじ組
遊戯室 (ホール)	1 室	
調理室	1 室	

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	員数	職務の内容
園長	1 名	職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
主幹保育教諭	2 名	園長の命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。また、保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
保育教諭	1 0 名 以上	園児の教育及び保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
栄養士	1 名	園児の発達段階に応じ、0 歳児の乳幼児、満 1 歳以上児の幼児食に係る献立を作成するとともに、調理業務に従事する。
調理員 (栄養士)	1 名以上	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
学校医	1 名	本園における健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第 2 2 条に基づいて、技術及び指導に従事する。
学校歯科医	1 名	本園における健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第 2 3 条に基づいて、技術及び指導に従事する。
学校薬剤師	1 名	本園における健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第 2 4 条に基づいて、技術及び指導に従事する。
事務職員	1 名以上	本園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

6 教育・保育を提供する日

支給認定区分ごとに、次のとおり提供する日及び休業日が異なります。

認定区分	提供する日	休業日
1号認定	月曜日から金曜日	土曜日、日曜日、祝祭日 夏季休業（7月25日から8月20日まで） 冬季休業（12月26日から1月6日まで） 学年末休業（3月25日から3月31日まで） 学年始休業（4月1日から4月10日まで）
2号認定 3号認定	月曜日から金曜日 土曜日は12時まで	日曜日、祝祭日 年末年始（12月29日から1月3日）

7 教育・保育の提供時間

支給認定区分ごとに、次のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定	教育標準時間	9時～14時30分【※1】
2号認定	保育標準時間（最大11時間）	7時～18時【※2】
3号認定	保育短時間（最大8時間）	8時～16時【※3】

【※1】

利用可能時間を超えて保育を必要とされる場合は、一時預かり（幼稚園型）を利用することもできます。（別途保護者負担金が必要となります。）

【※2】

7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで世帯ごとに決定します。

なお、7時から18時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供いたします。

時間外保育（延長保育）の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途保護者負担金が必要となります。

【※3】

8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで世帯ごとに決定します。

なお、8時から16時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供いたします。

時間外保育（延長保育）の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途保護者負担金が必要となります。

8 提供する教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定区分に応じて、上記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 障がい児保育

障がいを有する児童に対して、健常児とともに集団保育をすることによって、健全な社会性の成長発達を促進するための教育・保育を提供します。

(3) 園の特色ある活動

- ・お作法教室、おゆうぎ教室、藍染め、茶摘みなどを通して日本の伝統的な文化にふれる機会を提供します。
- ・外国人講師による、「英語であそぼ」という英語に親しむ活動を提供します。
- ・専任の体育講師による「体育遊び」という遊びを通して体力を増進させる活動を提供します。

(4) 送迎

希望者については、園バスによる送迎を実施します。

通園バスを御利用の場合は、別途利用者負担が必要となります。

(5) 食事の提供

児童の年齢に応じた食事の提供を行います。

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）

支給認定を行った市町村が定める利用者負担額（保育料）を当園にお支払いいただきます。

(2) 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担等

使途及び額について書面によって明らかにしたうえで実費を負担していただきます。

(3) 2号認定子ども・3号認定子どもの延長保育に係る保護者負担金

延長保育を利用された場合には、別表に掲げる費用を負担していただきます

(4) 1号認定子どもの一時預かり（幼稚園型）に係る保護者負担金

在園する1号認定子どもが一時預かり（幼稚園型）を利用した場合には、別表に掲げる費用を負担していただきます。

10 利用の開始に関する事項等

当園は、1号認定子どもに係る支給認定保護者から利用の申込をうけたとき又は市町村から特定教育・保育の実施について要請を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じるものとします。

- (1) 利用申込のあった1号認定子どもと現に当園を利用している1号認定子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合
 - (2) 利用要請があった2号認定子ども又は3号認定子どもの数及び現に当園を利用している2号認定子ども又は3号認定子どもに係る園児の総数が、当園の利用定員の総数を超える場合
 - (3) 園児の受け入れにあたり、自ら適切な特定教育・保育を提供することが困難な場合
- 2 前項第1号の事由により支給認定保護者からの利用申込に応じられない場合は、申込みを受けた順序により決定する方法で選考します。

1 1 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの支給認定保護者が、支給要件（保育の必要性の事由）に該当しなくなったとき。
- (3) 支給認定保護者から本園の利用の取消しの申し出があったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

1 2 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	寺尾小児科医院
医 院 長 名	寺尾 岳
所 在 地	福井市大宮3-26-10
電 話 番 号	0776-21-2121

(2) 歯科

医療機関の名称	遠矢歯科医院
医 院 長 名	遠矢 東誠
所 在 地	福井市二の宮5-6-13
電 話 番 号	0776-22-5772

(3) 薬剤師

名 称	株式会社 薬報堂
薬 剤 師 名	岡野 泰次郎
所 在 地	福井市文京5丁目2-17
電 話 番 号	0776-25-6105

1 3 緊急時の対応方法

教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変（38.0℃以上の発熱）、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡する等、必要な措置を講じます。

<近隣の緊急連絡先>

福井警察署	0 7 7 6 - 5 2 - 0 1 1 0
中消防署	0 7 7 6 - 2 6 - 0 1 1 9
寺尾小児科医院	0 7 7 6 - 2 1 - 2 1 2 1

1 4 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

防火管理者	松山 幸代
非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘 導 灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

1 5 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情 受付担当者	氏 名	白崎 正代
	電話番号	0 7 7 6 - 2 6 - 6 3 1 0
相談・苦情 解決責任者	氏 名	三島 洋子
	電話番号	0 7 7 6 - 2 6 - 6 3 1 0
第三者委員	日新公民館	館長 廣瀬 行雄
		電話番号 0 7 7 6 - 2 1 - 7 2 2 5
	主任児童委員	明道 主任児童員 水島 歩美
		電話番号 0 7 7 6 - 2 8 - 6 2 2 3

※当園では、面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

また、園内に要望・苦情等に係るご意見箱を設置しています。

1 6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園においては、以下の保険に加入していただきます。

保険の種類	スポーツ振興センター 災害共済
保険の内容	医療費（負傷、疾病）、障害見舞金、死亡見舞金
保険金額（補償限度額）	障害見舞金 3, 7 7 0 万円、死亡見舞金 2, 8 0 0 万円

1 7 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- (1) 当園の職員は、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持します。
- (2) 当園の職員であった者について、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇

用契約の内容とします。

- (3) 当園は、小学校、他の教育・保育施設及びその他関係機関等に対し、園児やその家族等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ることとします。

附 則

1. 平成29年4月1日改定。
2. 平成31年4月1日改定。
3. 令和元年10月1日改定。
4. 令和3年4月1日改定。
5. 令和5年4月1日改定。
6. 令和6年4月1日改定。
7. 令和7年4月1日改定。
8. 令和8年4月1日改定。

別表

1. 実費徴収

	項目	内容、理由及び目的	対象児童	金額
毎月	給食費	主食代	1号認定	1,480円
〃	給食費	副食代	〃	5,900円
〃	給食費	主食代	2号認定	1,640円
〃	給食費	副食代	〃	6,560円
〃	バス代	バスの費用	利用者	利用分
〃	リトミック教室	音楽教室（月2回）	2・3歳児	徴収分(※)
〃	体育教室	体育（月2回）	3・4・5歳児	徴収分(※)
〃	英語教室	英語（月2回）	4・5歳児	徴収分(※)
〃	おゆうぎ教室	おゆうぎ（月2回）	4歳児	徴収分(※)
〃	スイミングスクール	スイミング（月2回）	4・5歳児	徴収分
〃	保護者会活動費	保護者会費、やまびこ会費	全園児	徴収分
〃	保健衛生費	子どもの保健衛生に関わるもの	全歳児	徴収分
〃	教材費	子どもの教育に関わるもの	全歳児	徴収分
4月	健康会	日本スポーツ振興センター掛け金	0～5歳児	園児負担分
〃	〃	未満児向け保険掛け金	2歳児（一部）	園児負担分
3月	制服	制服、ポロシャツ代	3歳児以上	購入分
〃	保育用品	お道具箱など	全園児	購入分
徴収月	保育用品	月刊絵本、製作物、理科教材	利用園児	徴収分
行事月	行事費	お泊り保育、遠足、運動会、発表会	利用園児	徴収分
冬	卒園アルバム	アルバム、写真代（卒園時お渡し）	利用園児	徴収分

(※)は年度によって徴収

2. 2号認定・3号認定子どもに係る時間外保育（延長保育）に関する保護者負担金

(1) 保育標準時間認定子どもに係る保護者負担金

市が定める金額

(2) 保育短時間認定子どもに係る保護者負担金

市が定める金額

3. 1号認定子どもに係る一時預かり（幼稚園型）に係る保護者負担金

平日 14:31から16:00 日額 200円

長期休業期間 平日

8:30から12:30まで 日額 400円 （給食代 410円別途徴収）

8:30から16:00まで 日額 500円 （給食代 410円別途徴収）